

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

令和3年7月29日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL <http://kawabatakam.news.coocan.jp/>

各駅停車

Vol. 7 7

Take a chance and hedge against risks



～昭和39年 東京五輪の思い出～

「金メダル 五つ並べて 菊の宴」。

レスリング王国と呼ばれていた当時の八田一朗会長の句だ。

フリースタイル	フライ級 吉田義勝 (日大)
	バンダム級 上武洋次郎 (早大・オクラホマ州立大)
	フェザー級 渡辺長武 (中央大)
グレコローマンスタイル	フライ級 花原勉 (日体大)
	バンダム級 市口政光 (関大)

以上5人が、金メダルを獲得。特筆すべきは、上武洋次郎の活躍である。

オクラホマ州立大学留学中に、全米学生チャンピオンになっていた彼は、東京五輪の国内予選に出場。並み居る強豪を押しよけて、代表権を得た。本戦においてもあれよあれよという間にゴールドメダリストに登り詰めた。国内で知名度もない若者の活躍に我々は拍手喝采。次のメキシコ五輪でも連続優勝を成し遂げた。

五輪直前の自衛隊合宿所での光景。朝霞駐屯地で練習に励む三宅義信を見かけた。完成された体幹。ゴムまりのごとき弾む動作が強く印象に残った。重量挙げの選手だけに素早いフットワークは要求されないだろうとの思い込みは一蹴された。周囲から聞こえてくる彼の脚力はダントツに素晴らしく、なるほど、これが瞬発力につながるのかと感心したものだ。金メダル第一号は、ウェイトリフティング三宅義信の頭上に輝いた。

オリンピック直前の昭和39年10月1日に開通した東海道新幹線で、同輩と代々木体育館へ駆けつけた。

各国代表レスラーがマット上で繰り広げる卓越した技量に目を瞠り、身体能力の違いに愕然とした。しかし、この頃の日本レスリング界は、他国を圧するものがあつた。その強さは半端でなかった。特に軽量級は、層の厚さを誇っていた。勝って当たり前という空気が漂っていた。メダルの獲得は当然の結果か。

最終日、「東洋の魔女」といわれたバレーボールチームは宿敵ソ連を相手に圧倒的勝利を飾った。国民は苛酷なまでの練習を積み重ねてきた選手たちを知っているだけに、日本中が勝利の美酒に酔いしれた。興奮の坩堝と化した感があった。

TV視聴率はとうとう85%を超え、有終の美を飾った。

夏季休業のお知らせ



8月10日 (火) ～13日 (金) まで夏季休業とさせていただきます。

8月16日 (月) から通常通り営業致します。

相続放棄 保険金は「遺贈」扱いに

（生保の非課税枠も適用できず）

相続の際に残してくれた財産よりも借金の方が多ければ、債権も債務も全て放棄する「相続放棄」を選ぶという選択肢がある。放棄したければ、被相続人の死を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出し、認められればその相続についてははじめから相続人ではなかった者と見なされる。

ところで、亡くなった人が契約者（保険料負担者）および被保険者で、相続人が保険金受取人という生命保険契約では、相続発生により相続人に支払われる死亡保険金は「みなし相続財産」として相続税の課税対象となる。この保険金は、先ほどの相続放棄をしても、自分が受取人となっている保険については受け取ることが可能だ。しかしこの場合は「相続」ではなく「遺贈」となるため、税務上の取扱に注意が必要だ。遺贈により取得した財産にも相続税は課税されるため、相続税の基礎控除や配偶者の相続税の軽減などは適用できるが、相続放棄して遺贈により取得した保険金の場合、生命保険の非課税枠である「500万円×法定相続人数」は適用できない。生命保険金を受け取ったにもかかわらず、保険金の非課税枠が使えないわけだ。

（「納税通信」第3675号より）

おしどり贈与で逆に税金が高くなる！？

結婚して20年以上の夫婦が行う住宅や住宅資金の贈与は、贈与税の年間控除枠の110万円に加え、別枠で2千万円までを課税対象から除外することが出来る。この特例は、オスとメスが常に一緒に過ごすという「おしどり」の名前を使って、おしどり贈与とも呼ばれる。長期にわたって一緒にいるからといって必ずしも仲睦まじい夫婦だとは限らないが、夫婦間で贈与をするのなら、税負担が減るおしどり特例を使わない手はないだろう。

ただし制度を利用することで、かえって支出が増えることもある。

例えば住宅の贈与を受けた人は名義変更の際に土地や住宅の固定資産税評価額の3%分の「不動産取得税」を支払わなければならないが、おしどり贈与を使わずに相続で住宅を受け取るケースだと、不動産取得税がかからない。

さらに所有権の移転登記にかかる「登録免許税」でも、贈与で住宅を受け取れば不動産の価格の2%だが、相続なら0.4%に税率が下がる。いずれも相続より贈与で受け渡した方が高くつくということだ。

そもそもおしどり贈与の目的は、生前に無税で贈与することで将来の相続税の負担を減らすことにあるが、夫婦間の相続では配偶者控除により1億6千万円までの相続財産には相続税が課税されないことになっているため、生前贈与をしなくても相続税がゼロとなる可能性は十分あり得る。おしどり贈与を使って本当に税金や報酬を合わせた支出を節約することが出来るのか、しっかりシュミレーションしてから利用を考えたい。

ちなみにおしどり贈与は、同じ相手につき一度しか使えない。利用した後に離婚して別の相手と再婚をすれば適用が可能だが、さらに20年の月日が必要となるのは言うまでもない。

～「納税通信」第3680号より～



月次支援金

新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言等で経営にダメージを受けた事業者を対象に5月末で申請期限が終了した「一時支援金」に代わり、「月次支援金」の申請受付が始まっている。

これは、2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金が支給される。

一時支援金では、1ヶ月だけ収入が5割を割り込んでいれば3ヶ月相当の給付金が貰えたが、月次支援金は各月ごとに収入が5割を割り込んでいるかを判断し、最大中小法人20万円、個人事業主10万円が支給される。

現在は8月分まで申請可能となっており、申請期限は、原則、対象月の翌月から2か月間となっている。